## 第23回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和元年 12 月 24 日 午前 9 時 30 分 浜田市役所 4 階 講堂 A B C

- 1. 出席委員
  - 1番 原田 義一 2番 岡本 嗣喜 3番 宮﨑 龍生 4番 徳田マスヱ
  - 5番 川本 聖光 6番 松山 純久 10番 三浦 博文 11番 渡辺 弘之
- 12番 渡邉 弘登 15番 柿元 信次 16番 大谷 数義 17番 佐々岡常喜
- 18番 佐々木京子 19番 玉田 一
  - 1推 前田 正典 3推 橋本 安延 6推 神田 進 7推 小松原常雄
  - 8推 河野 恒弘 8推 近重 邦昭 10推 野上 省三 11推 岡田 勝
- 12推 大﨑 健 13推 小谷 保雄 14推 岡本 定文 16推 奥迫 忠幸
- 17推 原田 和義 18推 永見 繁廣 19推 齋藤 久行
- 2. 欠席委員 8番 三明多佳志 9番 林 秀司
  - 13番 岡本 健治 14番 青葉 真
    - 2推 田村 邦麿 4推 三浦 寿紀 5推 小川 明人
- 3. 事務局出席職員 久佐事務局長、木原農地係長、佐々木主任主事 農林振興課 山本係長 松本嘱託 しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

### 会 長

おはようございます。ただいまから第 23 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

皆さん年末でお忙しい中お出かけいただきありがとうございました。最近の状況でございますが、農業者年金の推進をしており、事務局を中心に自治区ごとに対象者を調査し約20人強回っています。私も先般弥栄の方に行ってきました。特に若い農業者にあたっています。今日も午後から加入推進に行く予定になっています。結果については、来月か再来月に改めて報告しますが、今年度に入り加入実績があるようです。それと11月18日に東京で全国農業委員会会長大会に木原係長と私と参加してきました。県下では約20人参加されており、全国では約1,600人の会長や事務局が集まりました。今回は特に農地の最適化をテーマに、広島・宮城・愛知県から事例報告がありました。それが終わり次第、国会議員に要請活動を行いました。島根県も細田先生、亀井先生に要望事項を手渡した訳でございます。

本日の欠席は、8番三明委員、9番林委員、13番岡本委員、14番青葉委員、2推田村委員、4推三浦委員、5推小川委員以上7名の委員から欠席の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、5番川本委員、6番松山委員です。

よろしくお願いします。

それでは、議第1号、農業振興地域整備計画変更について、意見を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

### 事務局

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業振興地域整備計画変更について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思います。

では、農業振興地域整備計画変更について、農林振興課農業振興係山本係長から説明させていただきます。

### 山本係長

失礼します。農林振興課農業振興係の山本と申します。私からは、農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしくお願いします。それでは、座って説明させていただきます。

事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいているかと思います。それを確認いただければと思います。

それでは、変更理由書の内容を説明いたします。

表紙をめくっていただいて 2 ページの「第1変更の理由」でございます。 一般管理分の変更については、太陽光発電用地として、2 件 5 筆 3,239 ㎡、駐車場用地として、1 件 2 筆 923 ㎡、携帯無線基地局として、7 件 7 筆 58 ㎡合計 10 件 14 筆 4,220 ㎡を除外したいと考えています。

次に、「第2変更計画の概要」でございます。農用地区域からの除外す

る土地として合計田 9.72 a、畑 32.48 a 合計で 42.20a となっております。 次に 2 ページ目の(2)農用地区域に含める土地、(3)用途区分を変更する 土地については、今回ございません。 次に4ページの(4)農用地利用計画変更総括表でございます。ここにつ いても先程と同様、田については 9.72 a、畑については 32.58 a 減となり、 合計で 42 a 減となっております。 つづきまして、5ページ、6ページにつきましては、変更土地調書を記 載しております。7ページ~9ページの変更要件確認表において、除外の 要件確認内容を記載しております。10ページ~19ページには、農用地利 用計画の変更案を、21 ページの土地利用計画図において、全体の位置図 を添付しており、22ページ以降には、個別の位置図及び写真を添付して おりますので、併せてご確認ください。 今回は全部で、10件の申出が出ております。 以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご協 議をよろしくお願いします。 以上で事務局からの説明が終りました。皆様方の中で、何かご意見が 会 長 ございましたら、ご発言願います。どなたかございませんか。 無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更についてご承認 いただける方の挙手をお願いします。 委 員 ~举手 多数~ ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そ 会 長 のように処理いたします。 それでは、議第2号農用地利用集積計画の策定について、議決を求め ます。 それでは事務局の説明をお願いします。 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計 画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思いま す。 それでは座って説明させていただきます。今回は数が相当ありました ので、事前に送付させていただきましたけども、農用地利用集積計画(案) と利用集積一覧表をご覧ください。お持ちでない方がいらっしゃいまし たら申し出てください。 農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し 出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用 権設定は、81件、167筆、242,304㎡となっております。 申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促

	進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。 公告日は 12 月 27 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 1 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会 長	以上で事務局の説明が終りました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたかございませんか。 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	~全委員 挙手~
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。 続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。 農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料 3 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。 1 号について説明します。資料 3 ページ 4 ページ、図面番号①、現況写真は、1 ページの上段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は、三隅支所から約 600m 北の日の原です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積はこの農地だけですが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号に、下限面積の例外規定が設けられており、それは「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる」時は、売買が可能とされており、現在すでにこの土地を活用していること、農用地区域内であること等を考慮し、今回はこの規定にあてはまることから、3 条の許可をしてはと考えております。 資料 3 ページ 5 ページ、図面番号②、現況写真は 1 ページ中段から 2 ページ上段までの 3 枚をご覧ください。申請地は、金城町七条の田です。場所は、金城支所から約 1,000m 北の新開です。この申請は、譲受人が売買で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 298 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

	以上、2件ですが、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。 農地法第 3 条申請については、以上です。
会 長	ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1 号について、19 番玉田委員もしくは齋藤委員お願いします。
19番(玉田委員)	先ほど事務局から説明があったとおりだと思いますが、先般、事務局と 齋藤委員と私とで現地の確認もしておりますので、よろしくお願いしま す。
会 長	2 号について、12 番渡邉委員もしくは大﨑委員お願いします。
12番(渡邉委員)	17 日に現地確認をしましたが、事務局の説明のとおりなのでよろしく お願いします。
会 長	以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。 では、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	~举手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが 農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 1号について説明します。資料6ページ7ページ、図面番号③、現況写真は、2ページ中段下段をご覧ください。申請地は、下府町の田です。場所は、JR 浜田駅から約2,100m 北東の桜ヶ丘町内です。申請地は、農用地

	区域外、都市計画区域内、準工業地域の区域で、農地区分は、第3種農地に該当します。この案件は、8ページの始末書がありますが、昭和60年頃、今回の間の土地に商業施設が建築されましたが、その中央部建物は地目が変更となっておりますが、今回の2筆は処理がされていないということで、今回の申請に至っております。周囲に農地はありません。農地法第4条申請については、1件です。
会 長	ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1 号について 8番 河野委員 お願いします。
8番(河野委員)	先般、17 日に事務局と三明委員と現地確認をしました。始末書も添付されていることからよろしくお願いします。
会 長	以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。では採決に入ります。 第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	~举手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。 1号について説明します。資料9ページ10ページ、図面番号④、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は浜田東中学校から約250m西の伊甘町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。個人住宅建築の計画で、周囲は農地・畑があるものの、宅地がどんどん進んでいる状況となっております。 2号について説明します。資料9ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、長沢町の畑です。場所は、JR浜田駅から約950m北東の2-3町内です。申請地は、農用地区域

外、都市計画区域内、第2種住居地域の区域で、第2種農地に該当します。 この度、母屋とは別棟の居宅を親族が住宅を建築する計画で、現在畑の地 目である申請地に新築するものです。

続いて 3 号から 5 号にそれから関連すると思いますので、非農地の 2 号について説明します。資料 9 ページ 12 ページ、図面番号⑥、現況写真は、3 ページ下段から 4 ページの上段、それから 5 ページの中段をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は、周布公民館から約 350m 北東の 2 町内です。

申請地は、農用地区域外、都市計画区域内準工業地域の区域で、第3種 農地に該当します。譲受人が同一で、転用目的は、非農地の2筆も含めた 土地を駐車場及び資材置場として活用するものです。

なお、3ページ下段の写真、農業用倉庫も兼ねた建物および車庫が建っていることから、13ページの始末書の提出もあったところです。

6 号について説明します。資料 9 ページ 14 ページ、図面番号⑦、現況写真は、4 ページ中段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、上府保育園で元の上府小学校があったところから約 100m 東の三宅町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内、用途指定なしの区域で、農地区分は、第 3 種農地に該当します。個人住宅建築の計画で、周囲に農地はない状況です。なお、一部、登記地目は宅地ですが、課税が畑であることからこの筆も含めた申請となっております。

7号について説明します。資料 9ページ 15ページ、図面番号®、現況 写真は、4ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町下来原の田で す。場所は、金城支所から約 2,400m 北東の下長屋です。申請地は、農用 地区域はこの 7月に除外した案件で、都市計画区域外で、第 2 種農地に該 当します。近隣にある工場の配送車や従業員の駐車場として活用する計 画となっております。なお、面積が 3,000 ㎡を超えることから、県の常設 審議会の対象案件となっております。

農地法第5条申請については、7件です。

# 会 長

ただ今、第 5 条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について、8番河野委員お願いします。

## 8番(河野委員)

先般 17 日に現地確認を行ったところ、問題はないと思われますのでよろしくお願いします。

### 会 長

2号について、16番大谷委員もしくは奥迫委員お願いします。

### 16番(奥迫委員)

先般 17 日に大谷委員と事務局と確認に行きました。別に問題はないと思います。よろしくお願いします。

会 長	3号から5号については、1番前田委員お願いします。
1番(前田委員)	12月17日火曜日に会長と事務局と現地確認を行いました。異常もなく、始末書も付いていますのでよろしくお願いします。
会 長	6号について、8番河野委員お願いします。
8番(河野委員)	先ほどの事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。
会 長	7 号については 12 番渡邉委員もしくは大﨑委員お願いします。
12番(渡邉委員)	17 日に現地確認をいたしましたが、事務局の説明のとおりなのでよろしくお願いします。
会 長	以上で、第 5 条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ないようですので、採決に入りたいと思います。 第 5 条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	~举手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請

	などに必要な証明です。 1号は、資料は16ページ17ページ、図面番号⑨、現況写真は、5ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町追原の田です。場所は、美又公民館から約200m東の追原郷町内です。当該申請は、平成10年頃から耕作放棄となり、原野化している状況です。なお、今後、市道の改良が予定されており、地図の点線部分が道路となる予定で、今後は農地としては利用できそうにないこともあり、この度の申請となったところです。 2号は、資料は16ページ12ページ、図面番号⑥、現況写真は、5ページの中段をご覧ください。先ほどの5条3号等の申請と同じ活用予定で、この2筆は耕作放棄で、低木もあることから、今回の申請となったところです。 転用統制外証明願は、2件です。
会 長	ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、13番小谷委員お願いします。
13番(小谷委員)	先般、岡本委員と事務局とで現地調査をいたしました。平成 10 年より前から耕作していなかったように私は思いますが、湿地帯で耕作しにくい農地です。現地の奥に公民館があり、進入路は狭くて勾配のきついところとなっていますので、今回道路改良が入ることも聞いています。そうしたことで審議のほどよろしくお願いします。
会 長	2号について、1番前田委員お願いします。
1番(前田委員)	会長と事務局の方と現場確認を行いました。問題ないと思います。
会 長	以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様 方から何かございましたらお願いします。ございませんか。 では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される 農業委員の方は挙手をお願いします。
委員	~举手 多数~
会 長	ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。 1号は、資料 18ページ 19ページ、図面番号⑩、現況写真は、5ページ下段をご覧ください。届出地は、旭町今市の田です。場所は、旭支所から約 200m 北西の小谷城になります。この届出は、令和 2 年 1 月 10 日から 3 月末を工事期間として、県道改良に伴い携帯電話の基地局を移設する計画です。 以上、報告します。
会 長	以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ございませんか。 では報告を終わります。 以上を持ちまして、第 23 回総会を終了します。

終了 午前10時30分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議長

委 員

委 員